

第4号議案

令和7年度の負担金(河川海岸事業負担金・災害復旧事業負担金)について

令和7年度の負担金について、規約第21条第4項に基づき、規約第21条第1項第2号及び第3号により算出した負担金の合計額から、2割減額(1,000円未満の端数は切り捨てる)とする。